

令和2年8月3日

事業者各位

田川市川崎町清掃センター

お知らせ

令和2年10月5日から田川市が導入する収集運搬業の許可制度に伴い、田川市で事業に伴い発生したごみの搬入について、下記のとおりご注意ください。

記

1. 搬入できるもの

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの）

※事業活動とは、会社や店舗などの営利目的なものだけでなく、学校、病院、官公署などの公共サービスも含まれます。また、経営の規模や形態は関係ありません。

該当する廃棄物：園芸サービス業から排出される剪定枝や枯葉、商店から排出される紙くず、飲食店からの生ごみ等

搬入方法

- (1) 市の許可業者に収集運搬を委託する ※事業系ごみ袋を必ず使用
- (2) 自己搬入する ※市の許可及び事業系ごみ袋は不要（家庭系ごみ袋を使用しても料金免除にはなりません。100円/10kgの手数料を徴収します。）

2. 搬入できないもの

産業廃棄物（法令で定められた20種類の廃棄物及び特別管理産業廃棄物）

該当する廃棄物：廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず、灯油などの廃油等
廃棄物の分類については、田川市の事業系廃棄物分類・早見表でご確認ください。

（参考）

事業系ごみの出し方（田川市ホームページより）

<https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0036824/index.html>

お問い合わせ

- (1) 制度全般に関すること…田川市 環境対策課 環境政策係 TEL：85-7142
- (2) 自己搬入に関すること…田川市川崎町清掃センター TEL：72-3428